


# 外国人雇用に 取り組む企業を ご支援します

鳥取県内で外国人雇用に取り組む企業をご支援するため、  
関連する支援の概要をご紹介します。


Global  
Innovation

# 《 支援メニュー 》


## 1 鳥取県外国人雇用サポートデスク

内 容	行政書士と、面談により、無料で相談できます。 ・外国人雇用にあたっての入管手続きの具体的相談 ・入管法の説明、募集や採用での留意点など、外国人雇用に関する一般的な相談 ※鳥取県内に事業所を有する企業等が、利用いただけます。	
利用方法	1. 0857-24-2744(鳥取県行政書士会)に電話をかける。 2. 雇用サポートデスクを利用したいこと、相談したいことを、お伝えいただく。 3. 相談にあたる行政書士が決まるので、その行政書士と相談いただく。	
料 金	無料	
問合せ先	鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課 TEL:0857-26-7699 FAX:0857-26-8169	

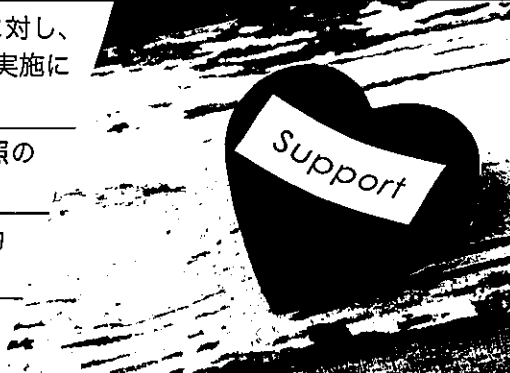
## 2 外国人との就職マッチング機会の提供

内 容	県内外の合同企業説明会への出展支援、留学生による企業見学会の実施など。	
利用方法	順次、県雇用政策課のホームページ等に掲載しますので、お申し込みください。事前に連絡をいただいておりますと、そのつど、ご案内します。	
料 金	無料(一部有料)	
問合せ先	鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課 TEL:0857-26-7699 FAX:0857-26-8169 koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp	


## 3 企業向け研修・見学会

内 容	高度外国人材の活躍に向けた研修会、外国人活躍について先進的取組を行っている企業の見学会など。	
利用方法	順次、県雇用政策課のホームページ等に掲載しますので、お申し込みください。事前に連絡をいただいておりますと、そのつど、ご案内します。	
料 金	無料	
問合せ先	鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課 TEL:0857-26-7699 FAX:0857-26-8169 koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp	

## 4 鳥取県外国人受入介護事業者に対する学習強化支援事業補助金

内 容	在留外国人を受け入れる県内の介護サービス事業者に対し、受入れに際して必要となる介護技術、日本語研修等の実施に係る経費の一部を支援する。	
利用方法	県長寿社会課のホームページに掲載の募集要領を参照のうえ、募集期間内に交付申請書等の必要書類を提出。	
補助額	在留外国人1人あたりの研修等実施経費の一部を補助(上限額あり)	
問合せ先	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 TEL:0857-26-7176 FAX:0857-26-8168	

## 5 高度外国人材についての専門家による個別支援サービス

内 容	高度外国人材の採用・育成・定着をサポートするため、ワークショップ等のイベントを実施。個別相談では、直接、企業への助言・指導を行う。	
利用方法	ワークショップ:順次、ジェットロ鳥取のホームページ等に掲載しますので、お申し込みください。 個別相談:ジェットロ鳥取に連絡し、面談内容及び日程を相談の上、面談を実施します。	
料 金	無料	
問合せ先	日本貿易振興機構(ジェトロ)鳥取貿易情報センター TEL:0857-52-4335 FAX:0857-52-4336	

# 《 外国人の主な在留資格と鳥取県内の人数 》

(H29.10末現在。鳥取労働局資料より)

在留資格の種類	特徴	人数(人)
①専門的・技術的分野	・大学等で学んだ専門性、または熟練した技能等を生かす ・在留期限の更新が可能 ・在留資格として認定された業務に限る	計 290
		うち技術・人文知識・国際業務 134
②特定活動	・ワーキングホリデー等	53
③技能実習	・技能実習計画に基づき、講習を受け、技能に係る業務に従事	1,314
④資格外活動	・時間数の制限あり (留学生は週28時間以内、長期休み中週40時間以内)	計 119
		うち留学 106
⑤身分に基づく	・日本人の配偶者、特別永住者等 ・従事業務に制限なし	計 548
		うち永住者 364
		合計 2,324

## 《 高度外国人材とは？ 》

- ⇒ 専門的・技術的分野の在留資格を取得する外国人です。
- ⇒ 具体的には、通訳、デザイナー、技術職(エンジニア)、マーケティング業務、語学教師、外国料理の調理師、スポーツ指導員など、専門的な業務を行います。



## 《 技能実習制度とは？ 》

- ⇒ 技能実習制度は、国際貢献のため、発展途上国等の外国人を一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。(※平成5年制度創設)
- ⇒ 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約27万人在留している。(※平成29年末時点)

本書に関する問合せ先

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

TEL:0857-26-7699

FAX:0857-26-8169

Mail:koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp

URL:<https://www.pref.tottori.lg.jp/249371.html>

鳥取 雇用政策

検索